

豊田市農業委員会議事録

令和7年6月27日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和7年6月農業委員会総会を豊田市役所南庁舎3階、南31会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第34号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第35号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第37号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第38号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第39号 農用地利用集積等促進計画案（新規設定）に対する意見について
- 議案第40号 農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
- 議案第41号 地域計画の変更について

報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (17名)

2番	築山 正樹	3番	中川 豊	4番	中根 敏明
5番	深津 峰男	6番	近藤 和人	7番	杉浦 俊雄
8番	石川 文志	9番	梅村 逸次	10番	水嶋 広
11番	水野 省治	12番	伊藤喜代司	13番	梅村 貢司
14番	中島 匡代	15番	加知 満	16番	伊藤 政和
17番	倉地 雅博	18番	林 如実		

<欠席委員> (2名)

1番	鈴木喜一郎	19番	杉田 雅子
----	-------	-----	-------

<事務局説明員>

事務局長	山岡 雅史	副主幹	中根 紘子	担当長	杉本 一浩
担当長	加藤 和紘	主査	井上 貴道	主査	佐藤 伸宏
主査	神谷 一平	書記	長谷川賢斗		

(開会 午後2時00分)

議長：それではただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局：本日の欠席委員は、1番 鈴木喜一郎委員、19番 杉田雅子委員、以上の2名となっております。

委員の半数以上の出席を得ていますので、本総会が成立いたしておりますことをご報告します。

議長：ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

12番 伊藤喜代司委員、13番 梅村貢司委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第34号から第41号までの審議案件8件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次議案を上程させていただきます。

令和7年議案第34号「農地法第3条の規定による許可について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第34号「農地法第3条の規定による許可について」、詳細はお手元にある議案をご覧ください。

41番、御幸町の件。

担当推進委員の神谷委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

42番、室町の件。

担当推進委員の成田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

43番、宝町の件。

担当推進委員の石川委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

44番、国附町の件。

担当推進委員の三宅委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

45番、御作町の件。

担当推進委員の田中委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

46番、足助町の件。

担当推進委員の青山委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

47番、惣田町の件。

担当推進委員の松井委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第34号で上程されました7件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第34号は「承認決定」されました。

令和7年議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第35号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

9番、久岡町の件。

貸駐車場です。第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地内にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、昭和51年頃から貸駐車場として使用していたものを今回の申請で是正するものです。

なお、本件につきましては担当の鈴木委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨のご意見をいただいておりますので、ご報告いたします。

10番、野見町の件。

貸駐車場です。第2種農地です。

判断基準は、住宅等その他の事業用施設、公共施設または公益的施設が連たんしている区域に近接する区域で、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地内にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、平成27年頃から貸駐車場として使用していたものを今回の申請で是正するものです。

お願いします。

築山委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

11番、東保見町の件。

住宅のはなれです。第3種農地です。

判断基準は、おおむね300メートル以内に駅がある区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。
お願いします。

水嶋委員：問題ございません。

事務局：ありがとうございます。なお一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第35号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第35号は「適当である旨」承認されました。
令和7年議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第36号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」、今回、議案として上程した18件のうち、84番、西田町の件は、申請者から事前に取り下げ願いがありました。そのため、今回17件についてご審議をお願いいたします。

それでは、立地基準・許可基準について述べさせていただきます。

73番、御幸町の件。

分家住宅です。第2種農地です。

判断基準は、駅・支所等から1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、申請地に代えて周辺のほかの土地を供することにより事業の目的を達成することができるとは認められないため、許可できるに該当します。

続きまして、74番、西山町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地該当し、許可できるに該当します。

続きまして、75番、若草町の件。

児童養護施設です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

なお、以上3件につきましては、担当の鈴木委員はご欠席ですが、事前に問題ない旨ご意見いただいておりますので、報告いたします。

76番、大見町の件。

住宅敷地増しです。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、平成12年2月頃に事前着手で造成工事のみ行ってしまったということで、始末書が提出されております。

続きまして、77番、野見町の件。

住宅敷地増しです。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

本案件は、始末書案件であり、平成27年頃から自宅の駐車場として整備してしまったものを、今回の申請で是正するものです。

続きまして、78番、野見町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

続きまして、79番、矢並町の件。

自己用住宅です。第3種農地です。

判断基準は、おおむね300メートル以内にインターがある区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

お願いします。

築山委員：4件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

80番、畝部西町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

お願いします。

中川委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

81番、鴛鴨町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、水管、下水管、ガスのうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育、医療、その他公共施設がある区域内にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

お願いします。

深津委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

82番、宝町の件。

農家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

続きまして、83番、竹町の件。

資材置場です。第2種農地です。

判断基準は、駅・支所等から1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域にある農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

続きまして、85番、若林西町の件。

資材置場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員：3件とも問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

86番、高岡町の件。

駐車場です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員：特に異議はありません。

事務局：ありがとうございます。

87番、駒新町の件。

分家住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員：問題ございません。

事務局：ありがとうございます。

88番、西広瀬町の件。

自己用住宅です。第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村(逸)委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございます。

89番、下室町の件。

残土処分場（一時転用）です。農用地区域内農地です。

判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できる該当します。

お願いします。

水野委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

90番、北篠平町の件。

自己用住宅です。第2種農地です。

判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものと認められるため、許可できるに該当します。

お願いします。

加知委員：問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見を頂きました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第36号で上程されました17件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第36号は「適当である旨」承認されました。
令和7年議案第37号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第37号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。
3番、竹元町の件。
担当推進委員の石川委員から証明について問題ない旨、ご意見をいただいております。
4番、高岡町の件。
担当推進委員の近藤（光）委員から証明について問題ない旨、ご意見をいただいております。
以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第37号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第37号は「承認決定」されました。
令和7年議案第38号「農業振興地域整備計画の変更について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：令和7年議案第38号「農業振興地域整備計画の変更について」、11ページを御覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項により、農業委員会の意見を求めます。

農業振興地域整備計画の変更の農振農用地除外についてです。

1 番、高原町の件。

駐車場（病院）です。

続きまして、2 番、高原町の件。

自己用住宅です。

なお、本件につきましては鈴木委員はご欠席ですが、事前に農業委員会事務局に問題ない旨の連絡があったと聞いております。

続きまして、3 番、畝部西町の件。

農家住宅です。

ご意見をお願いします。

中川委員：特に問題ありません。

農政企画課：続きまして、4 番、住吉町の件、駐車場（自動車販売業）です。

続きまして、5 番、住吉町の件、駐車場（クリニック）です。

続きまして、6 番、竹元町の件、その他（住宅敷地増し）です。

ご意見をお願いします。

近藤委員：3 件とも問題ありません。

農政企画課：続きまして、7 番、堤町の件、工場・駐車場（管工事業）です。

続きまして、8 番、前林町の件、工場（自動車部品製造業）です。

ご意見をお願いします。

杉浦委員：特にありません。

農政企画課：続きまして、9 番、加納町の件、その他（農家住宅の敷地増し）です。

ご意見をお願いします。

梅村（逸）委員：異議ありません。

農政企画課：続きまして、10 番、石野町の件、自己用住宅（開発審査基準18号）です。

ご意見をお願いします。

水野委員：問題ありません。

農政企画課：続きまして、11 番、綾渡町の件、自己用住宅（都市計画区域外）です。

ご意見をお願いします。

伊藤（政）委員：問題ありません。

会 長：農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第38号で上程されました11件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第38号は「意見なし」として答申します。

令和7年議案第39号「農用地利用集積等促進計画案（新規設定）に対する意見について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画（新規設定）を定めることについて、別紙のとおり意見を求めます。

今回、ご意見をいただくものは、地域計画内で令和7年8月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。13の1ページ、議案第39号資料①は利用権設定の総括表です。13の2ページ、議案第39号資料②は1筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは13の1ページ、議案第39号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和7年8月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、20筆、2万1,343平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

議長：農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

（会場声なし）

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第39号において上程されました件について、計画案に賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第39号は「意見なし」として答申します。

令和7年議案第40号「農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について」、事務局の説明を求めます。

事務局：こちらは地域計画の区域外のお話になります。

今回、地域計画の区域外で利用権設定の申し出があったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。

今回、ご審議いただくのは、令和7年8月1日から貸借期間が開始される利

用権設定です。

資料は2種類あります。14の1ページ、議案第40号資料①は総括表です。次のページ、14の2ページ、議案第40号資料②は1筆ごとの情報を全件示したものです。ここでは、14の1ページ、議案第40号資料①の総括表で説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始期はいずれも令和7年8月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。

今回は、総括表の一番下の総数のとおり、4筆、2,609平方メートルの利用権を設定するものです。

なお、この内容につきまして、事前に豊田市に対し意見聴取を行い、「意見なし」との回答を得ております。

以上です。

議 長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第40号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第40号は「承認決定」されました。

令和7年議案第41号「地域計画の変更について」、農政企画課の説明を求めます。

農地企画課：令和7年議案第41号「地域計画の変更について」、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、下記計画について農業委員会の意見を求めます。

資料について、事前に変更が必要になった市内13地区の計画本文と目標地図を合わせた地域計画変更案のデータを情報提供させていただいております。

3月末に地域計画が公告された以降、農振除外や農地転用に伴う区域の除外及び利用権設定・解除等による農業を担う者が変更された内容を反映したものということでご理解いただければと思います。

今回は、この計画本文及び目標地図を合わせた地域計画の変更案が将来の地域農業に支障がないかという視点で意見聴取をさせていただくものです。

なお、今後のスケジュールですが、全ての関係機関への意見聴取が終わった後に、地域計画の変更案の公告を行い2週間の縦覧に供します。その後、変更した地域計画を定めた旨の公告を行う予定です。

説明は以上です。

議長：農政企画課の説明をいただきました。
ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第41号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第41号は「意見なし」として答申します。
報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案書16ページ、16の1及び16の2ページを御覧ください。
報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。
こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断しましたことを報告いたします。
続いて、議案17ページを御覧ください。
報告、「農地法第18条第6項の規定による通知書受理について」、54番、室町の案件と55番、加塩町の2件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。
続いて、議案18ページを御覧ください。
報告、「農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について」、4番、篠原町の案件について、2アール未満の農業用倉庫につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。
続いて、議案19ページを御覧ください。
報告、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」、17番、青木町のグループホームの案件から、19番、竹元町の自己用住宅までの3件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。
続いて、議案20ページを御覧ください。
報告、「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について」、67番、若林西町の資材置場の案件から23ページを御覧ください。
82番、朝日ヶ丘の防風林の案件までの16件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。
慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2時 28分)